

平成 2 3 年度 社会福祉振興助成事業

事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

はじめに

独立行政法人福祉医療機構では、長寿・子育て・障害者基金による助成制度により、NPOなどの民間福祉活動団体による事業に対し、約20年の長きにわたって助成を行ってきた。

しかし、平成21年11月に行われた民主党政権下の行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金については全額を国庫に返納し、以降の助成財源は必要額を毎年度予算要求することとなり、平成22年度から国庫補助金による「社会福祉振興助成事業」として助成を行っている。

その実績は、平成2年度からの本格的な助成事業開始以来、平成24年度までの23年間で、約13,000件の事業に対し、総額約700億円に及んでおり、助成事業を通じて、行政の手の届かない様々な福祉課題に取り組む民間福祉活動団体を支援するという重要な役割を果たしてきた。

社会福祉振興助成事業では、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆を作り直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる活力ある社会の実現を目指すことを基本方針としている。

本委員会においては、この助成の仕組みが有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況や成果を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結びつけるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ活かしていくことに努めるとともに、地域における新たな福祉課題を発掘し、新たな政策開発へ結びつけることにも取り組むこととしている。

本報告書は、本年度の本委員会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価による成果のさらなる活用に努め、より一層積極的な事業展開を期待したい。

平成25年3月

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

目 次

I 平成23年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について	1
（1）事業評価の目的	1
（2）事業評価の方法	2
2. 今年度評価の概要	4
（1）平成24年度における評価方針	4
（2）評価結果の概要	9
ア. NPO等の福祉活動事業の評価の概要	9
① 自己評価の概要	9
② ヒアリング評価の概要	11
③ 書面評価の概要	16
イ. 福祉用具の改良開発事業の評価の概要	18
3. 成果、課題のみられた事例	20
（1）連携・ネットワークの事例	20
（2）重点的に支援している事業の事例	22
ア. 「東日本大震災で被災された方等の支援」に関する事業	22
イ. 「高齢者などの孤立防止」に関する事業	23
ウ. 「児童虐待防止」に関する事業	24
エ. 「貧困対策」に関する事業	25
4. まとめ	27
（1）平成23年度助成事業から見てきた課題	27
（2）助成制度の改善・充実に向けた今後の在り方	30
おわりに	33

（参考）事業評価において特に優れた事業と認められた事業

- ◆特定非営利活動法人NPOほうらい＜福島県福島市＞
～バスを通じた仮設住宅コミュニティ事業～ 36
- ◆特定非営利活動法人DoTankみやぎ地域政策研究行動会議＜宮城県石巻市＞
～東日本大震災復興自立子育て支援事業～ 38
- ◆特定非営利活動法人ビッグイシュー基金＜大阪府大阪市（活動場所：東京都）＞
～若者ホームレス支援ネットワーク立上げ準備事業～ 40

I 平成23年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について

(1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より20年以上にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

平成15年10月の独立行政法人化以降、事業評価は、中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねていく中で実施ノウハウの成熟を図ってきた。

その後、平成22年度からは、「長寿・子育て・障害者基金事業」から国庫補助金を財源とした「社会福祉振興助成事業」に変わり、これまで以上に事業成果や社会的効果が問われることとなり、「公的助成金の投入効果」について、さらなる明確さや客観性を備えた事業評価が求められている。

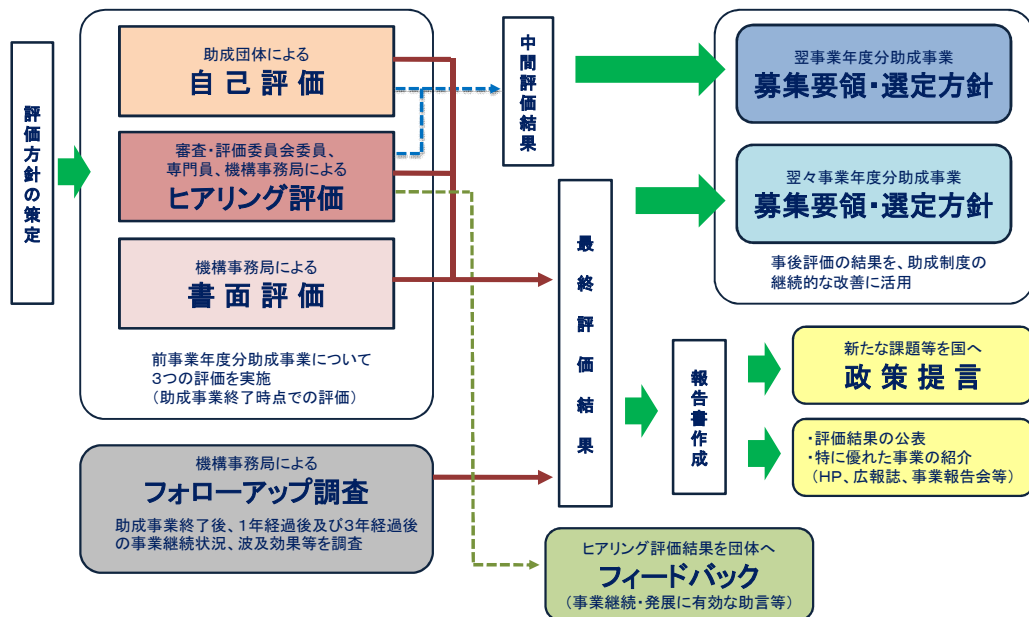
機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、平成24年7月26日に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」において、次のような点を掲げている。

- ① 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- ② 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- ③ 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- ④ 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- ⑤ 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- ⑥ 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

(2) 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、評価成果を翌年度以降の助成プログラムの改善に活かすよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

図1 事業評価の仕組み



まず、前年度に実施した全ての助成事業について助成先団体による「自己評価」を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）、福祉用具の改良開発及び普及に係る専門員（以下「専門員」という。）並びに機構事務局による「ヒアリング評価」、及び機構事務局による「書面評価」に基づく評価を行うこととしている。

次に、評価結果を助成事業の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がってきた新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

また、評価の結果、成果が特に優れた事業であると認められた事業については、助成事業報告会やシンポジウム、機構ホームページ、広報誌「WAM」等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

なお、助成事業終了直後における事業評価としては、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価の3つの評価を、それぞれの特徴を活かしながら実施しているが、助成事業の内容によ

っては、助成事業終了直後において、その成果を十分把握することが難しい事業もある。

このため、助成事業終了直後における評価に加えて、助成事業終了から1年以上経過した時点において、その継続状況や波及効果等を確認、評価するフォローアップ調査を、助成事業終了から3年以上経過した時点における継続状況等を把握するための継続フォローアップ調査を実施している。

また、ヒアリング評価の結果については、助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善に寄与させるとともに、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成プログラムの仕組みそのものの改善に反映させることとしている。

本報告書においては、前述の方法により今年度中に実施した平成23年度助成事業に関する事業評価の結果を取りまとめている。

併せて、平成22年度助成事業に関するフォローアップ調査結果及び平成20年度助成事業に関する継続フォローアップ調査結果については、資料編に掲載している。

2. 今年度評価の概要

(1) 平成24年度における評価方針

平成24年度の評価事業を実施するにあたっては、年度当初の第1回審査・評価委員会において、事業評価の目的や評価の方法、評価の項目・基準などを具体的に定めた「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、この評価方針に基づき、平成23年度助成事業を対象として、各評価を実施した。

また、過年度の助成事業の継続状況や、その財源などを把握し、事業を息長く継続させるために必要な要素などを把握することを目的として、平成22年度助成事業に対してのフォローアップ調査、及び平成20年度助成事業に対しての継続フォローアップ調査も併せて実施した。

社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が地域の絆の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを助成事業の基本方針としている。

助成事業の評価に当たっては、この基本方針を受け、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

I 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

Ⅱ NPO等の福祉活動事業の評価

1. 評価の方法

(1) 助成団体の評価（自己評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。

(2) 外部有識者によるヒアリング評価

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

(3) 機構事務局によるヒアリング評価

機構事務局が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

(4) 書面評価

(2) 及び (3) のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準

(1) ヒアリング評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業推進姿勢	・ 事業実施のための明確な理念を持っているか ・ 事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか	1
	事業実施体制	・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	1
成果評価	アウトプット (直接的成果)	・ 事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか ・ 量的な指標をどの程度達成できたか	2
	アウトカム (質的成果)	・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	3
	インパクト (社会的成果)	・ 事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えるかと想定されるか ・ 事業の成果の他地域への広がりやその可能性がみられるか	2

※ウエイトの合計は 10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウェイト
プロセス評価	事業実施体制	・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	2
成果評価	アウトプット (直接的成果)	・ 事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか ・ 量的な指標をどの程度達成できたか	3
	アウトカム (質的成果)	・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	4

※ウェイトの合計は 10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

4. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階（SからD）で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階（SからD）で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90 以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70 以上 90 未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50 以上 70 未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30 以上 50 未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30 未満	全般的に多くの課題のあるもの

Ⅲ 福祉用具の改良開発事業の評価

1. 評価の方法

（1）助成団体の評価（自己評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。

（2）外部有識者によるヒアリング評価

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の専門員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、専門員の意見を踏まえ、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準及び総合評価

商品化（実用化）の状況、今後の課題と解決方法、今後の展開・方向性などの観点から、次の4段階（AからD）で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

IV 評価結果の活用

1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経たのち、評価を担当した委員、専門員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

3. 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページ上などで公表する。

また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によって国に対して政策の提言を行う。

V フォローアップ調査

機構事務局は、助成事業終了後から1年又は3年以上経過後に、助成先団体へのフォローアップ調査を実施し、助成事業の継続状況や財源、助成事業による効果や課題などを把握し、助成制度や助成先団体への支援の在り方の継続的な改善などに結びつけることとする。

VI 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 委員及び専門員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員及び専門員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。

また、当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。

なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。

- (3) 委員及び専門員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(2) 評価結果の概要

ア. NPO等の福祉活動事業の評価の概要

① 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

本年度は、平成23年度に助成を行った538事業（福祉活動支援事業239事業、社会参加促進活動支援事業98事業、地域連携活動支援事業123事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業78事業）の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書（資料編 P. 1 様式）の提出を依頼した。

評価項目は、「事業推進姿勢」、「事業実施体制」、「実施プロセス」、「アウトプット（直接的成果）」、「アウトカム（質的成果）」及び「インパクト（社会的成果）」の6項目を軸とし、各評価項目にはそれぞれ設問を付している。

この評価項目別のそれぞれの設問について、「実施できた」か「不十分だった」か等の二者選択方式により成果確認を行い、併せて「S」から「D」までの5段階の「総合評価」を行うこととしている。

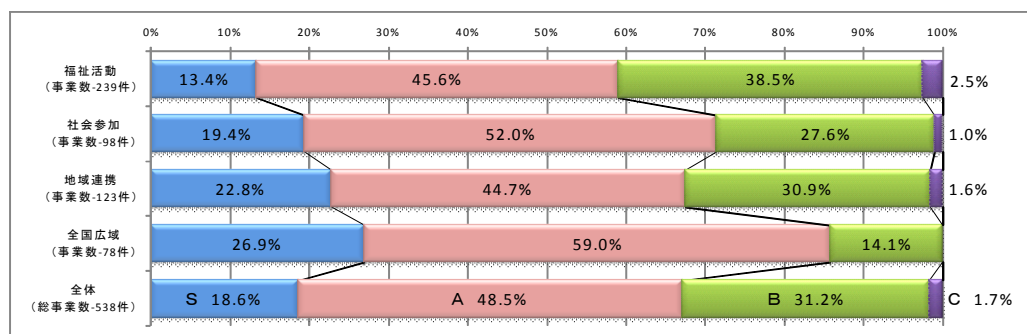
自己評価書による総合評価の全体的な状況は、表1及び図2のとおりである。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、総合評価についてはほとんどの事業がB評価以上とし、当初の目的を達成して良好な水準にあると評価している。

表1 平成23年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区 分		福祉活動支援事業		社会参加促進活動支援事業		地域連携活動支援事業		全国的・広域的ネットワーク活動支援事業		全 体	
		事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
総 合 評 価	S 非常に高く評価できる水準にある	32	13.4%	19	19.4%	28	22.8%	21	26.9%	100	18.6%
	A 高く評価できる水準にある	109	45.6%	51	52.0%	55	44.7%	46	59.0%	261	48.5%
	B 良好な水準にあるが、一部課題がある	92	38.5%	27	27.6%	38	30.9%	11	14.1%	168	31.2%
	C 一定の水準にあるが、かなり課題がある	6	2.5%	1	1.0%	2	1.6%	0	0.0%	9	1.7%
	D 全般的に多くの課題がある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合 計	239	100.0%	98	100.0%	123	100.0%	78	100.0%	538	100.0%

図2 平成23年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向



全体でみると、「S（非常に高く評価できる水準にある）」評価が18.6%、「A（高く評価できる水準にある）」評価が48.5%、「B（良好な水準にあるが、一部課題がある）」評価が31.2%、「C（一定の水準にあるが、かなり課題がある）」評価が1.7%で、A評価以上の割合が約7割を占める結果となっている。特に全国的・広域的ネットワーク活動支援事業については、A評価以上の割合が8割を超えている。

評価項目別の個別の設問（資料編P. 14参照）についても、全事業でみると、一部の設問を除き「実施できた」等の肯定的な評価を行っているが、「実施プロセス」の「計画どおりに実施したか」や、「アウトプット」の設問については、約2割の団体が十分な結果をだすことができなかったと評価している。

要因としては、事前の事業計画の検討が甘く、予定していた利用者の確保や行政や他団体の協力を得ることができなかったことが考えられる。また、「不十分」と回答した団体の中には、「WAMへの意見・要望」の記述欄に、「事業実施期間が短く、十分な成果を出せない」などのコメントも寄せている。平成23年度については、助成決定の時期が国庫補助金の交付決定以降、具体的には7月以降になったことで、事業開始の時期が遅延し、十分な事業実施期間を確保できなかったことも要因の一つと考えられる。

「アウトカム」の「新規会員等の確保」や、「インパクト」の「マスコミなどによる波及効果」についても、比較的低い該当率となっている。これについては、事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられるため、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要である。

② ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、審査・評価委員会委員及び機構事務局が助成事業を実施した団体に直接話を伺い、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として行っている。

ヒアリング評価の成果等については、以後の助成事業の募集要領や選定（具体的には平成25年度助成事業の選定）等に反映、活用させるとともに、事業を実施した団体のその後の運営・改善の参考に資するよう、評価結果を助成先団体に直接フィードバックすることとしている。

このため、今年度のヒアリング評価の対象事業については、評価方針に基づき、平成23年度に助成した全ての助成事業のなかから、審査・評価委員会の審議を経て、次の2つの視点に基づき選定することとした。

- (i) 連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、事業の成果を助成制度のさらなる改善に反映させるため、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び助成事業の実施により連携・ネットワークの構築が図られている「福祉活動支援事業」とする。
- (ii) 翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべきテーマなど国への提案を行うにあたって、事後評価を通して得られた結果や成果等を反映させるため、機構が重点支援分野に掲げる次の事業とする。
 - ・ 東日本大震災で被災された方等を支援する事業
 - ・ 高齢者などの孤立防止に関する事業
 - ・ 児童虐待防止に関する事業
 - ・ 貧困対策に関する事業

ヒアリング評価を実施した事業の助成区分別、重点支援分野別の内訳は、表2のとおりである。

なお、評価にあたっては、1つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを踏むことで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制で実施することとしている。

表2 平成23年度助成事業 ヒアリング実施事業の内訳

助成区分 重点支援分野	23年度助成事業数					ヒアリング事業数				
	福祉活動	社会参加	地域連携	全国広域	計	福祉活動	社会参加	地域連携	全国広域	計 (実施率)
被災者等への支援	55	14	26	29	124	11	1	13	20	45 (36.3%)
高齢者などの孤立防止	28	-	16	6	50	4	-	10	4	18 (36.0%)
児童虐待防止	14	-	13	5	32	7	-	9	4	20 (62.5%)
貧困対策	15	-	10	4	29	5	-	6	2	13 (44.8%)
その他	127	84	58	34	303	3	-	0	0	3 (1.0%)
計 (実施率)	239	98	123	78	538	30 (12.6%)	1 (1.0%)	38 (30.9%)	30 (38.5%)	99 (18.4%)

a) 評価項目別の評価結果 — 何れの評価項目も高く評価できる水準 —

次の表3及び図3は助成区分別に、表4及び図4は重点支援分野別に、ヒアリング評価を実施した99事業の評価項目別の評価結果の平均値を表したものである。

表3 平成23年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (助成区分別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
福祉活動	7.57	7.00	7.00	6.57	7.10	6.80
社会参加	8.00	8.00	7.00	6.00	7.00	7.00
地域連携	7.89	7.16	6.95	6.58	6.58	7.05
全国広域	7.53	6.70	6.30	5.97	6.20	6.30
全体	7.69	6.98	6.77	6.38	6.63	6.75

図3 平成23年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (助成区分別)

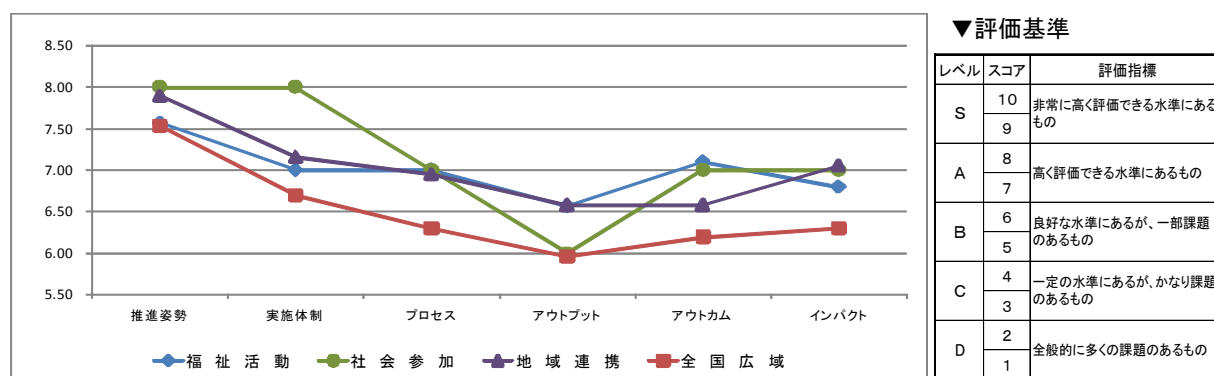
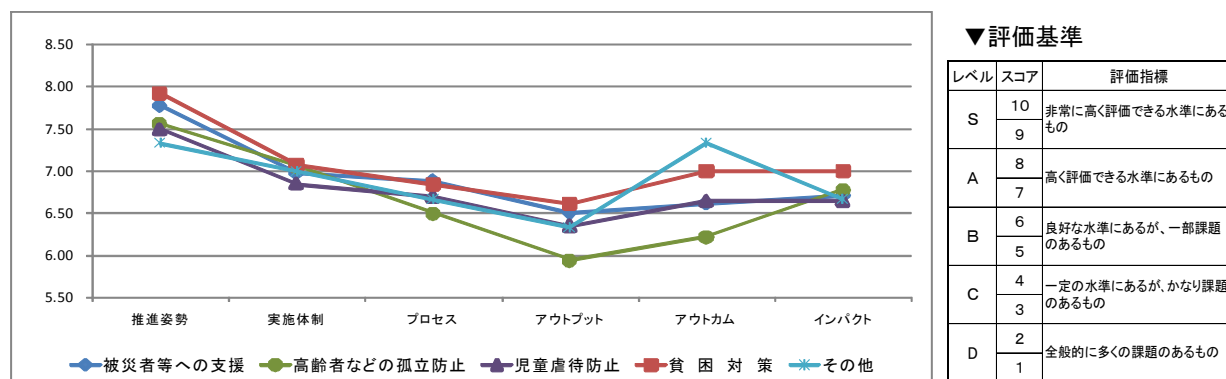


表4 平成23年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (重点支援分野別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
被災者等への支援	7.78	6.98	6.89	6.51	6.62	6.71
高齢者などの孤立防止	7.56	7.06	6.50	5.94	6.22	6.78
児童虐待防止	7.50	6.85	6.70	6.35	6.65	6.65
貧困対策	7.92	7.08	6.85	6.62	7.00	7.00
その他	7.33	7.00	6.67	6.33	7.33	6.67
全体	7.69	6.98	6.77	6.38	6.63	6.75

図4 平成23年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 ―平均値―（重点支援分野別）



全体をとおして、6つの評価項目全てにおいて概ね良好な評価結果が得られており、当初の事業目的・事業計画で期待された一定のレベル以上の成果を上げていると考えられる。

評価項目別にみると、「事業推進姿勢」については、いずれの助成区分においても、事業実施のための明確な理念や事業に取り組む意欲・積極性について高く評価できる水準にあり、NPOならではの取組み姿勢の真摯さや事業に対する積極性などが評価結果に表れている。

一方で、「アウトプット」については、やや低い結果となっている。

自己評価の結果と同様に、事前の事業計画の検討等が不十分な事例、事業の実施期間が1年未満となってしまったことで、地域における活動の周知など広報活動の期間を十分に確保できず、結果として、予定どおりの利用者や参加者を得ることができない事例などが見受けられた。

また、助成区分別では、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、他の助成区分に比べ、全ての評価項目において低い結果となっている。

組織間の連携に留まり活動に広がりを感じられない事例、新たな活動地域のニーズ把握が不十分であった事例、助成金で作成された事業報告書や普及・啓発用の成果物などの質が費用に見合っていない事例など、事業規模の大きさに見合った成果が得られていない事例などが見受けられた。

b) 総合評価結果 ―5割の事業が高く評価できる水準―

表5及び図5は助成区分別、表6及び図6は重点支援分野別の総合評価の結果である。

表5 平成23年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

区 分	福祉活動		社会参加		地域連携		全国広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	0	0.0%	3	7.9%	0	0.0%	3	3.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	16	53.3%	1	100.0%	19	50.0%	9	30.0%	45	45.5%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	14	46.7%	0	0.0%	14	36.8%	17	56.7%	45	45.5%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	2	5.3%	4	13.3%	6	6.1%
D 全般的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	30	100.0%	1	100.0%	38	100.0%	30	100.0%	99	100.0%

図5 平成23年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

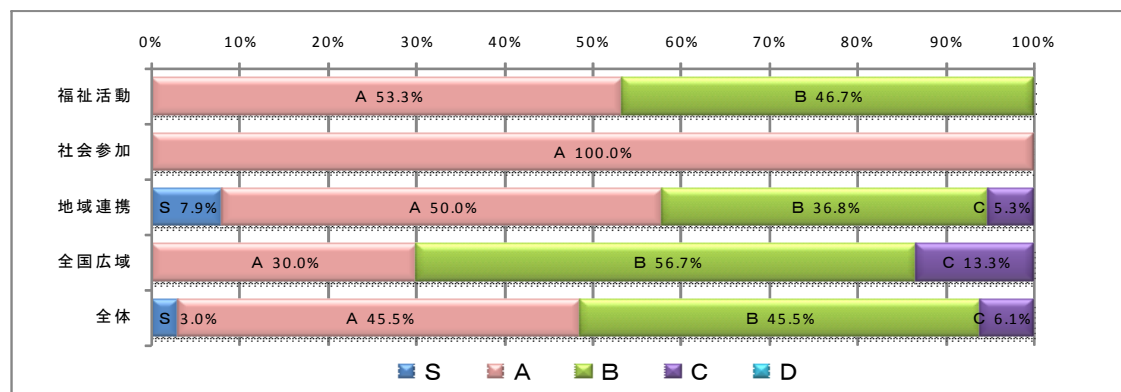
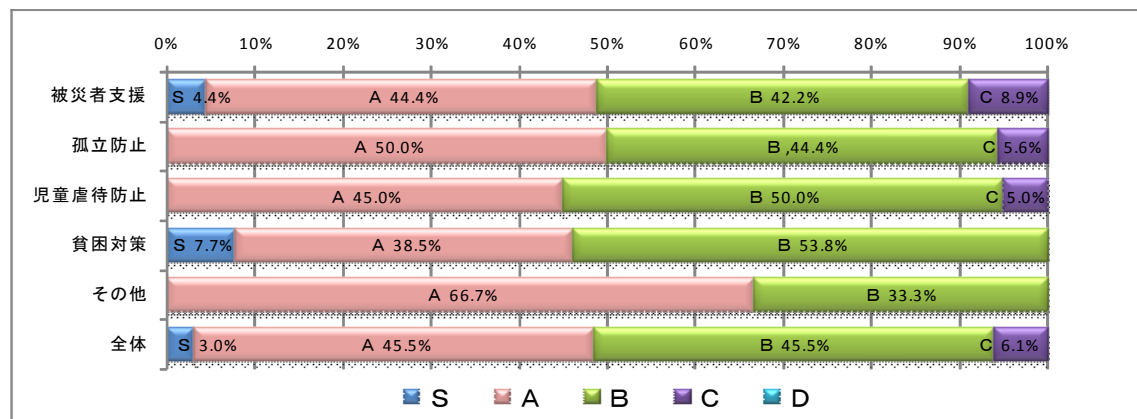


表6 平成23年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援分野別）

区 分	被災者等への支援		高齢者などの孤立防止		児童虐待防止		貧困対策		その他		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	2	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%	3	3.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	20	44.4%	9	50.0%	9	45.0%	5	38.5%	2	66.7%	45	45.5%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	19	42.2%	8	44.4%	10	50.0%	7	53.8%	1	33.3%	45	45.5%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	4	8.9%	1	5.6%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	6.1%
D 全般的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	45	100.0%	18	100.0%	20	100.0%	13	100.0%	3	100.0%	99	100.0%

図6 平成23年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援分野別）



全体としては、「S（非常に高く評価できる水準にあるもの）」評価が3.0%、「A（高く評価できる水準にあるもの）」評価が45.5%となっており、総合評価では約5割の事業が高く評価できる水準以上にあるという結果であった。

助成区分別でみると、「地域連携活動支援事業」については、A評価以上の割合が57.9%に対し、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、A評価以上の割合が30%と低く、また、C評価についても、6事業のうち、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」は4事業を占め、全国又は広域規模で活動する団体の連携・ネットワークの活用方法などに課題を残す事例が見受けられた。

重点支援分野別でみると、A評価以上の割合は、いずれの分野も概ね5割程度となっており分野別では大きな差は表れなかった。

各分野の成果や課題等については、「3. 成果、課題のみられた事例」（P. 20）に後述している。

以上がヒアリング評価の概要である。個別のヒアリング評価結果については、平成25年度以降の事業継続や団体の運営などに活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行っている。

また、特に優れていると評価された事業については、本報告書に、事業の概要や評価のポイントなどについて掲載するとともに、機構のホームページにおいても優良事例として広く紹介している。

なお、機構事務局が行うヒアリング評価においては、助成先団体の事務所や実際に活動されている実践場所にうかがい、書面や電話だけでは知り得ることのできない状況も確認することとしている。その際、評価の実施のみならず、他地域での助成事例の紹介や助成金に関する情報などについての情報提供のほか、団体に対するアドバイスを行うことや、助成制度に対する感想・意見などをお知らせいただくなど、顧客サービスや現場との意見交換などの貴重な機会となっている。

ヒアリング評価をとおして得られた評価結果などについては、本報告書に活かすとともに、平成25年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成25年度社会福祉振興助成事業募集要領」に反映し、助成プログラムの改善に活かしているところである。

③ 書面評価の概要

書面による評価は、平成23年度の全538事業のうち、ヒアリング評価の対象となった99事業を除く合計439事業について、評価方針に基づき、機構事務局において実施した。

評価に用いた書面等は、助成団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業の成果物（事業報告書その他の作成物等）である。

評価の実施にあたっては、評価時点のみの関わりではなく、事業の内定段階から助成事業の完了まで関わりをもった助成担当者による、より長期的な視点に基づいた評価を実施することによって、事業計画時の状況、事業実施期間中の進捗・経過なども加味したうえで、表面上の内容に留まらない評価を行った。

なお、評価項目については、限られた材料により行うため、プロセス評価の「事業実施体制」及び「事業実施プロセス」、成果評価の「アウトプット」及び「アウトカム」の4項目とした。

a) 評価項目別の評価結果 ー何れの評価項目も概ね6ポイント前後ー

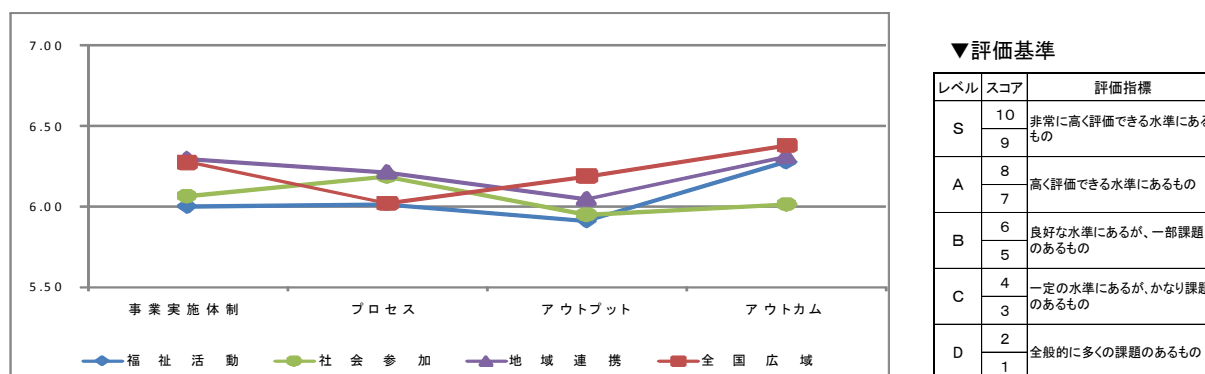
評価項目別の評価結果については、表7および図7のとおりである。

項目別にみると、助成区分ごとに大きな差異はなく、いずれも6ポイント前後の間に収まっており、良好な水準以上にあると考えられるが、「アウトプット」については、自己評価、ヒアリング評価と同様に、低めの評価となっている。

表7 平成23年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)

助成区分	プロセス評価		成果評価	
	事業実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム
福祉活動	6.00	6.01	5.91	6.28
社会参加	6.06	6.19	5.95	6.01
地域連携	6.29	6.21	6.05	6.31
全国広域	6.27	6.02	6.19	6.38
全体	6.10	6.09	5.97	6.23

図7 平成23年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)



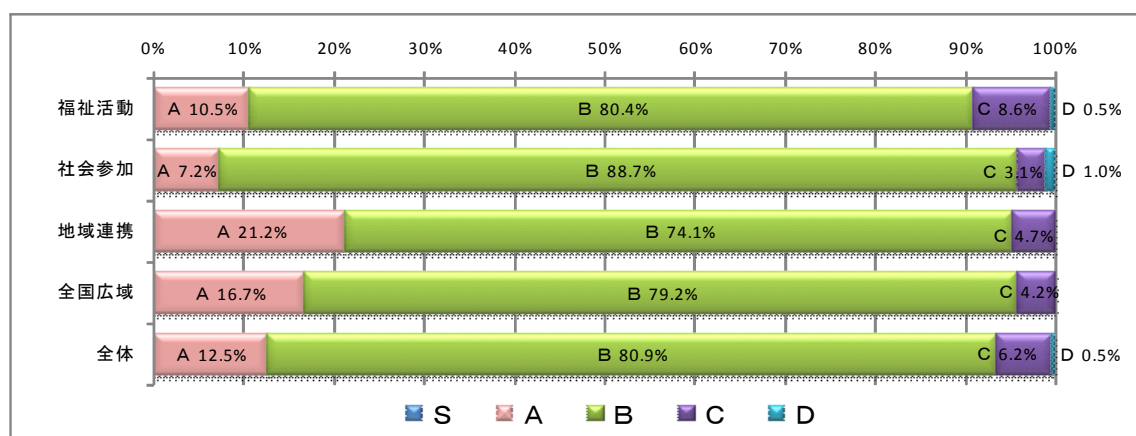
b) 総合評価結果 — 9割以上の事業が良好な水準以上 —

総合評価の結果については、表8及び図8のとおりである。

表8 平成23年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)

区 分	福祉活動		社会参加		地域連携		全国広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	22	10.5%	7	7.2%	18	21.2%	8	16.7%	55	12.5%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	168	80.4%	86	88.7%	63	74.1%	38	79.2%	355	80.9%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	18	8.6%	3	3.1%	4	4.7%	2	4.2%	27	6.2%
D 全般的に多くの課題のあるもの	1	0.5%	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
計	209	100.0%	97	100.0%	85	100.0%	48	100.0%	439	100.0%

図8 平成23年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)



各助成区分ともに9割以上の事業について、良好な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

評価指標ごとにみると、全体で、非常に高く評価できる水準（S）にある事業は残念ながらみられなかったものの、高く評価できる水準（A）にある事業が55件（12.5%）みられた。また、一定の水準にあるが課題がある事業（C）、多くの課題がある事業（D）も29件（6.6%）みられ、なかには当初の目的、事業計画の内容との乖離が生じていたものなどもみられた。

なお、書面評価を行った事業にあっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるか、フォローアップ調査などの手段で継続の状況を掴み、現地への訪問等や電話での聴き取りなど、引き続き事業の成長を見守るなどして事業内容を追うこととしたい。

イ．福祉用具の改良開発事業の評価の概要

福祉用具の改良開発事業については、従来、長寿・子育て・障害者基金による交付金事業として公益財団法人テクノエイド協会において実施していたが、平成22年度からは社会福祉振興助成事業として実施しているところである。

事業評価にあたっては、工学等の専門的な知見を必要とすることから、審査・評価委員会は、機構の理事長が専門員として委嘱した工学の専門家や福祉用具に精通した医師などの学識経験者に意見を聴くこととし、国庫補助金の投入に相応しいか、機器が完成したかなど、改良開発後の商品化・実用化の状況、今後の課題と解決方法、今後のさらなる改良開発の展開・方向性などの観点から、総合的に評価することとしている。

本年度は、平成23年度に助成した全3事業を対象に、助成先団体による自己評価及び専門員によるヒアリング評価を実施した。

まず、助成先団体による自己評価については、助成事業終了後の時点で、実施した改良開発事業の目標に対する達成度、今後の実用化・商品化の見通し、課題及び解決方法、今後の展開などについて記述するとともに、「A」から「D」の4段階による「総合評価」を行う自己評価書（資料編P. 11様式）を定め提出を依頼した。

提出された自己評価書の総合評価は、全3事業のうち、「B（当初の目標をほぼ予定どおり遂行できた）」評価が1事業、「C（当初の目標を遂行できたが、一部課題もある）」評価が1事業、「D（さらに努力が必要）」評価が1事業という結果であり、「A（当初の目標を上回り遂行できた）」評価はなかった。

専門員によるヒアリング評価については、評価方針に基づき、助成先団体に直接ヒアリングを行い、今後の実用化・商品化の見通し、課題及び解決方法、今後の展開などの観点から、「A」から「D」の4段階による「総合評価」を行った。

評価の結果については、助成先団体の自己評価と同様の傾向となっている。

平成23年度助成事業では、目標を上回り大きな成果を上げている事業は残念ながら見受けられなかった。機器の実用化に向けた改良開発事業の場合、単年度による助成で目覚ましい成果を上げるには限界もあり、数年の継続した助成の検討も必要であるとする。

なお、個別の助成事業のヒアリング評価の結果については、以降の商品化や普及、更なる改良開発などに活かしていただくため、各専門員の評価に関するコメントを助成先団体全てにフィードバックしている。

3. 成果、課題のみられた事例

平成23年度の助成事業では、NPO等の多様な社会資源が有機的に連携・ネットワークを図りながら、地域の実情に応じた様々な課題の解決に向けた創意工夫ある活動を重点的に支援することとした。また、助成テーマについては、行政の普遍的な制度・施策では支援の手の行き届かない福祉課題を厳選し、この中でも特に「東日本大震災で被災された方等の支援」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」の4つのテーマを重点的に支援する事業として、積極的に採択することとした。

本年度の事後評価にあたっては、これらの視点を踏まえ採択された事業について、当初の事業計画が予定どおりに遂行され、期待していた成果が十分に表れているか、さらに助成期間終了後の事業の継続性や期待される波及効果など、審査・評価委員会委員によるヒアリング評価を中心に検証を行った。

以下では、ヒアリング評価等の結果において、成果又は課題が確認された事例を取りまとめる。

(1) 連携・ネットワークの事例

① 複数団体間の情報共有によって多面的な支援が可能になった事例

生活困窮に陥った若者に対する支援については、これまで、地域に点在する支援団体が横のつながりがないままバラバラに取り組んでいたが、それぞれの専門分野や強みを相互に理解し、お互いの得意分野を把握するための「情報の共有化」を図ることで、それぞれの団体に欠けていた機能を補い合い、若者が置かれている環境や状態に柔軟に対応した多面的な支援を可能にするという事例が見受けられた。

若者の生活困窮の問題に限らず、地域の福祉課題は複雑化・多様化する傾向にあり、多種多様な支援者が個別バラバラに関わるのではなく、支援者同士がネットワークを構築し、「情報の共有化」を図ることによって、支援の幅に広がりを持つとともに、ライフステージや個別の状況にあわせた、より一層効果的な支援が実現できる事例である。

＜（参考）P. 40 参照事例掲載＞

② 様々な専門職や住民が関わることで、精神障害者等の地域移行・定着を支えている事例

精神障害のある方が病院を出て地域で生活するための仕組みとして、国の施策により地域移行・地域定着支援事業が制度化されているが、当事者が地域で暮らす際のサポート体制が十分機能しているとはいえず、心理的な孤立状態に陥り、退院後に再入院するというケースも少なくない。

このような当事者の地域移行を支援する事例では、病院の医師、看護師、同じ境遇を知るピアサポーター、地域住民などが重層的に関わり合えるよう、助成先団体が「コーディネート」の役割を担い、当事者の目線に立ちながら、当事者と支援者を、あるいは支援者と支援者をつなぐことで地域移行の実績を上げている。更に当事者が病院から地域へ生活の場を変えるだけでなく、当事者サロン→地域サロン→地域行事と、ピアサポーターや地域住民と関わる居場所を段階的に設けることで、病院から地域へと徐々に暮らしの場を移し、地域の中に住み続ける環境づくりに取り組んでいる。

＜「Ⅱ 資料編」P. 83 参照事例掲載＞

③ 全国規模の団体の組織間の連携に留まったり、被災地の行政や他団体との連携が十分とれないことで活動に広がりを感じられない事例

全国規模で活動を展開している団体が支部との連携によって被災地域への支援を行う事業の中には、団体の本部と支部の間での情報交換に留まり、被災地で活動する他の団体や中間支援組織、もしくは現地の行政機関や公的機関との連携がとれなかったことで、助成による成果や効果に社会的な広がりを感じられないケースが一部見受けられた。

被災地域の潜在的なニーズを把握できず、事業の効果を十分に上げることができなかった事例である。

連携・ネットワークには様々な機能・役割があるなかで、ここでは、支援団体同士の「情報の共有化」、専門職と当事者を結ぶ「コーディネート」に関する事例を取り上げたが、何れも多種多様な社会資源とつながりながら事業を進めることで、更に連携・ネットワークの輪を広げ、地域資源との結びつきを強くしている事業であった。そうした意味では、助成先団体が事業計画の段階において予め想定した連携による効果を上回る、プラスの効果が生じているものもあった。

一方で、連携・ネットワークによる事業といいながら、本部・支部などの団体内の既存のネットワークの範囲に留まったことで、その事業に期待される成果や効果が十分に表れない事例も一部見受けられた。このような事例については、機構事務局が助成実施期間中において事業の進捗を十分確認し、適切な助言・指導や情報提供を行うなどの対応が求められる。

(2) 重点的に支援している事業の事例

ア.「東日本大震災で被災された方等の支援」に関する事業

① 巡回バスの運行により点在する仮設住宅などをつなぐことで、避難住民や地域住民が結びつき、住民の自主的・主体的な活動を生み出した事例

高齢の避難住民が多く、不便な場所に点在する仮設住宅を、従来から培ってきたコミュニティバスの運行のノウハウを活かすことによって、仮設住宅からスーパー、医療機関などへの外出の機会を提供するとともに定期的なサロンを開設することで、仮設住宅の住民や地域住民との交流の機会を提供する事業では、地元企業、仮設自治会や地元の住民組織、大学、医療機関、福祉関係者、様々な専門家などが連携することで、孤立解消や健康保持・増進だけでなく、住民が自主的に活動できるような多面的な支援を実現していた。

更にこの活動では、主体はあくまでも地域住民であり、住民が自ら課題を解決するための後押しとなるようなスタンスで事業が進められたことで、仮設住宅や地元の主婦層が中心となった新たな自主活動が生まれるといったシナジー効果も表れている。

＜（参考）P. 36 参照事例掲載＞

② 被災地域の風土や被災した住民のニーズを十分考慮しないまま団体本位の活動を行ったことで、ミスマッチが生じた事例

被災した高齢者のパソコンや携帯電話など情報機器の利用状況などを十分に把握しないまま、Webを活用した健康管理ツールの提供を行ったが、ITなどにあまり馴染みがなく、利用を希望する高齢者が少なかったため、期待した成果を上げられない事例も見られた。

仮設住宅などで生活する高齢者の健康管理をはじめ、被災地の多様なニーズに応えようと様々な団体やボランティアが支援活動を行っている。しかし、地域の風土や対象者の特性を考慮しないまま、支援者側のノウハウを一方向的に提供することで、被災者のニーズと支援の間にミスマッチを生む結果となっているものも見受けられた。

今後の支援にあたって、より適切なものとなるための課題が示されたものであり、改善に活かしていきたい。

本年度の事後評価の対象となった被災された方等への支援に関する事業では、震災直後の復旧期から復興期にさしかかる間に、避難所や仮設住宅で生活する方々、あるいは県外で避難生活を送る方々に対して、移送サービスやサロンの開催など、震災によって分断された人と人をつなぐ支援が多く見受けられた。

震災から2年が経過し、復興期とも呼ばれる時期にはあるが、未だに目に見える進捗の感じられないまま仮設住宅等で暮らし続ける被災者も多く、アルコール依存や虐待、自殺など

といったリスクが高まることも予想される。また、民間アパート等の借り上げによる、いわゆる「みなし仮設」に避難されている方々に関しては、地元の自治体や社会福祉協議会も情報を把握仕切れておらず、十分な支援の手が行き届いているとは言えない可能性もある。

今後、ますます多様化・個別化するであろう被災者のニーズに対しては、多様な担い手が連携・協働しながら、復興期から次の段階に向けた中・長期的な支援が求められる。その意味でも、本助成事業の果たすべき役割は大きく、引き続き支援を行っていかねばならないと認識している。

被災地においては、震災直後から現在の復興期に至るまで、段階に応じた様々な支援が行われている。本助成事業においても、平成23年度の1次募集以来、様々な被災地への支援に助成を行っているが、事後評価において認められた多くの優れた事例だけでなく、一部失敗事例も含め、事業の効果や失敗の原因など得られた情報を整理し、助成先団体の助言等に活用する必要があるものとする。

イ. 「高齢者などの孤立防止」に関する事業

① 商店街の空店舗を拠点に、障害者が担い手となり、高齢者への配食サービスや地域交流サロンの運営を行うことで、地域の活性化に取り組む事例

商店街や町会の協力を得ながら、商店街の空き店舗を活用したフリースペースを拠点に、障害者が担い手となり、外出が困難な独居高齢者への配食サービスや安否確認、地域で暮らす方々が気軽に参加できるサロンの運営を行うことで、高齢者の地域からの孤立防止と、精神障害者の就労の場づくりの双方に効果が表れている事例が見られた。また、フリースペースの運営だけでなく、夏祭りや避難訓練など地域の行事への計画的な参加によって、高齢者や障害者、地域住民が同じ時間を共有し、利用者同士のつながりを深めており、高齢者や障害者が地域住民として自然に参加できる工夫などは、孤立を防止する有効な手段として期待される事例である。

＜「Ⅱ 資料編」P. 80 参照事例掲載＞

② 限界集落で生活する独居高齢者の見守り活動から、地域の多世代が互いに支え合うネットワークの構築に発展した事例

地域の婦人会が中心となり、限界集落の独居高齢者や高齢者世帯の見守り活動に加え、点在する集落から多世代の住民が参加できる交流会を開催したことで、地域の過疎化や高齢化といった課題について参加した住民の関心が高まり、集落間の住民がお互いに支え合うネットワークの構築につながっている事例が見られた。

山間部の婦人会が立ち上げたこの事業をきっかけに、地域の活性化に取り組む気運が高まり、現在では、新たに創設したNPO法人がこの事業を承継し、町づくりの一環として

継続されている。

＜「Ⅱ 資料編」P. 77 参照事例掲載＞

高齢者や障害者などの孤立防止に関する事業では、配食やちょっとしたご用聞きなどのサービスを通じた見守り活動や、地域住民との交流の場を提供するサロンの開催など、NPO ならではの様々な工夫が施された活動が、徐々にではあるが全国各地に広まりつつある。

また、前述の事例にもあるように、これらの活動の中には、高齢者や障害者などが支援の受け手となるだけでなく、支援の担い手として各々の持っている「力」を発揮する活動に発展しているケースも見受けられ、当事者自身が地域の中で役割を持つことで、社会参加や自立生活、就労支援の側面からの効果も期待される。

ウ. 「児童虐待防止」に関する事業

① 多職種による、当事者を中心としたい意識調査、支援セミナーを通じて、薬物依存症女性の子育て支援のネットワークが広がった事例

これまで注目されにくかった薬物依存からの回復支援と、児童虐待防止という両面からの課題解決に着目し、児童福祉、教育、医療、子育て支援などの生活全般の課題について、これまで当事者に対して別々にアプローチされがちであった支援を、それぞれの分野がつながり合い、多領域から成るネットワークを構築する事例が見られた。

薬物依存という問題と、ハイリスクな親をもつ子どもの問題を、双方の視点から可視化することで、これまでになかった当事者本位の多面的な支援につながる事が期待される事例である。

＜「Ⅱ 資料編」P. 99 参照事例掲載＞

② 専門性の高いネットワークによって、地域の特性に配慮した子育て支援プログラムの開発に取り組む事例

家庭訪問によって虐待防止につなげる事業では、行政の専門職、家庭訪問の実践者、研究者などの専門家が連携しながら、海外において虐待の防止効果が実証されたプログラムを用い、潜在的なリスクをもつ家庭を早期に発見し良好な親子関係を築くため、地域の特性に配慮したモデル的な支援プログラムを試行する事例が見られた。

出産後間もない家庭を、行政や地域の子育て支援団体が連携し、保健師に家庭訪問員が同行して育児に関するきめ細かな助言等を行うことで、その後のスムーズな家庭訪問支援を実現させ、当事者の家庭にあるリスクを早期に発見している点は注目される。

＜「Ⅱ 資料編」P. 95 参照事例掲載＞

③ 虐待防止における親支援の必要性の認知度が未だ低く、事業への理解や参加者が思うように得られていない事例

児童虐待防止の実践活動など地域に根差し取り組んできた団体が、支援の対象地域を広げ、子育て支援に関わる専門家や子育て中の親を対象に、親支援に関するセミナー等を開催したものの、参加者の数が伸び悩み、十分な効果が得られていないと思われる事例も見られた。

親支援の必要性について、地域の子育て支援の専門家や住民に、未だに十分な理解を得られていないことも要因と考えられる。このような事例では、支援の必要性や事業の実施による効果などについて、地域住民等の関心を高めるための広報活動が今後の課題である。

前述の事例のように、親が薬物依存症の世帯や精神疾患などの障害を抱えている世帯、ひとり親世帯など、制度・施策をまたがった対応が必要な世帯では、社会資源へのつながり難さや制度間の連携が不十分なことから、世帯そのものが地域から孤立しやすく、生活の困難さや育児ストレスによる児童への虐待も多くみられる。また、このようなハイリスクな家庭に限らず、核家族化や近隣住民とのつながりの希薄化によって、若い母親などが子育てのスキルを持たないまま孤独な子育てを行っている家庭も多く、虐待のリスクは、今や一見普通の家庭においても高まっている。

虐待による児童の死亡事件は後を絶たず、メディアの報道などによって国民の関心は高まりつつあり、社会的養護を必要とする児童への制度・施策も増えている一方で、親への支援の必要性については未だに関心の低さがうかがえる。本助成事業では、引き続き、ハイリスクな家庭への支援とともに予防的支援の視点を持った活動も注目すべきテーマであると考ええる。

エ. 「貧困対策」に関する事業

① フードバンク事業を通じ、地域の様々な社会資源が連携・協働することで、行政だけでは不可能だった予防的な支援を実現した事例

地元の企業や商店、農家などから、品質には問題ないが包装不備などで商品価値を失った食品や規格外作物を無償で譲り受け、生活困窮世帯にこれらの食品を提供するフードバンク事業では、行政や民生委員、地域の団体はもとより、企業などとの連携によって、行政だけでは不可能だった生活保護や野宿生活に至る前の予防的な支援としての効果が見られ、結果として、活動地域の生活保護費の増加の抑制にもつながる事例が見られた。

この事例は、平成22年度及び平成23年度の連続助成によって事業の立ち上がりの時

期を財政面から支えたことで、支援の対象地域が更に広がるとともに、地域における団体の信用度や活動の認知度が上がり、連携・協働する機関・団体が増加することで継続性・安定性につながった一例であり、一層の効果を上げているものと考えられる。

＜「Ⅱ 資料編」P. 104 参照事例掲載＞

② 社会的に十分認知されることの少ない若者ホームレスの問題を可視化し、有機的なネットワークの構築によって、若者の状況に応じた自立支援に取り組む事例

この事例では、若者支援や障害者支援、児童養護施設出身者の支援など、生活困窮に陥りやすいと思われる分野の支援者が、ホームレス問題の現状を共有し、問題解決に向けたネットワークを立ち上げることによって、生活困窮に陥った、あるいは陥る恐れのある若者の状況に応じた、心的ケア、住まいの確保、居場所づくり、就労など様々な支援を行う体制を構築するものである。

リーマンショック後、20代、30代の若者ホームレスや「ニート」や「ひきこもり」といった生活困窮の予備軍が急増しているが、いったんホームレスになってしまった若者がその状態を抜け出し、再び担い手として社会に復帰するためのサポート体制は少ない。このネットワークの立ち上げによって多面的な支援が可能になるとともに、若者ホームレスの予防的な効果も期待できる事例である。

＜（参考）P. 40 参照事例掲載＞

生活困窮の問題は、近年、長引く経済情勢の悪化などによって若年層にも広がり、誰もが陥りかねない状況になりつつある。

前述の事例のように、「ニート」や「ひきこもり」など、これまで社会的に十分認知されることの少なかった若者の生活困窮の問題は、貧困・格差対策の一環として行政の施策においても重点課題に位置付けている。

本助成事業においても、若者の生活困窮の問題を深刻な福祉課題ととらえ、生活困窮の若者のステージに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業を次年度の新たに設定すべきテーマであるとする。

4. まとめ

平成23年度助成事業の自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施した結果から、ほとんどの助成事業において、概ね当初の事業計画に沿った事業の実施、事業目標の達成が為されていることが確認された。特にヒアリング評価の結果では、一定の水準以上の成果を上げていることが認められた。

これらの事後評価の結果については、次年度以降の助成先選定や助成事業の仕組みそのものの改善に反映するなど、この評価事業の目的たるPDCAサイクルによる継続的な事業改善に活かすことが求められている。

以下においては、こうした結果などを基にしつつ、今後機構が取り組むべき課題や助成事業の方向性について、審査・評価委員会として提起していくこととする。

(1) 平成23年度助成事業から見えてきた課題

① 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方

国庫補助金による助成が、他の団体や地域への同様の事業の普及、発展を主眼の一つとしていることを考えるならば、事業を着実に実施することと併せて、その事業成果を的確に取りまとめ、然るべき関係団体や関係機関等に対し配布・情報提供するなど、積極的に情報発信していくことが重要である。

しかしながら、助成事業の中には、先駆的な事業を実施しても、その取組み内容や成果について適切な取りまとめ、公表が行われず、団体内での成果に留まっている事例や、成果物の配布先や配布部数あるいは情報提供方法について十分な検討が行われていない事例が一部見受けられた。

この点については、本年1月に、機構事務局が平成24年度助成事業の助成先団体を対象に開催した「助成事業完了に伴う事務説明会」において、事業報告書の作成及び公表の必要性等について周知を図ったところであるが、機構事務局は、引き続き、助成先団体への助言・指導に努めるとともに、募集の要望に当っては、助成先団体が、助成事業のシーズ効果あるいは社会的波及効果を高めるような事業成果の取りまとめや公表、普及のあり方について十分留意して事業を企画するよう周知徹底を図る必要がある。

② 計画時から事業実施期間中における助成団体への助言・指導、情報提供等

本助成事業では、NPO等が行う活動の立ち上げ支援についても重点的に助成を行うこととしているが、行政の補助又は委託による事業や助成事業等の遂行経験の乏しい小規模な団

体、あるいは専従の事務スタッフを配置せずボランティアのみで構成されている草の根団体などの場合は、本助成事業のように比較的規模の大きな事業の企画や事業進捗のマネジメントに関する経験は一般的に少ない。また、経験の豊富な中規模以上の団体であっても、助成事業を遂行することに重きを置くあまり、事業実施期間中の経理処理や進捗管理などがおざなりになり、当初計画時に期待された成果を十分に上げられていない事例も一部見受けられている。

平成23年度においては、541件の団体に約20億円の助成を行い、その2割程の事業について審査・評価委員会委員、専門員及び機構事務局がヒアリング評価を実施している。

また、機構事務局では、助成相談窓口の設置等による企画段階の助成相談、助成先団体を対象とした事務説明会の開催、助成期間中の進捗状況調査における助言や事務指導、メールマガジン「WAM助成通信」の配信を通じた情報提供など、様々な場面で工夫を凝らしながら助成先団体等へのフォローアップを行っているところである。

こうした各種のフォローアップは、事業の計画段階、事業実施期間中、助成終了後など、それぞれの段階に合わせた助言・支援が可能である。ヒアリング評価の際だけでなく、助成相談、事業実施中の進捗状況調査などの時々を機会を捉え、助成事業に携わる職員が連続性を持った支援を行うべきといえる。同時にこうした機会は、他の団体の支援のための情報収集や連携・ネットワークの構築の基礎にもなる。

特に、助成期間中のヒアリング調査を含む事業の進捗管理は、事業計画及び資金計画の遂行といったマネジメントの視点からのアドバイスも行うことで、適正な目標遂行管理、資金管理を誘導するばかりでなく、組織運営における育成の効果も期待できるといえる。

助成先団体から提出された自己評価書やフォローアップ調査の記述、ヒアリング評価の際などにおいても、多くの団体、特に地域で活動する団体が、他の助成財団を含めた助成情報をはじめとする財源確保の方法や、制度・施策の動向、先進事例やそのノウハウなどの情報提供を求めていることがわかる。

今後は効率化を図りながらも更にこうした活動に力を入れ、実施方法を一層工夫することにより、公費による助成の適正な執行に努めるとともに、助成を受けた団体に対するアドバイスを行うことで、確実に利用者の利便やサービス向上につなげ、より大きな成果がもたらされるような支援をする必要がある。

そのためには、当然ながら機構事務局の専門性の一層の向上が必要である。米国や国内の一部の助成財団などでは、いわゆるプログラム・オフィサーやファンドレイザーと呼ばれる専門スタッフが配置され、事業の企画段階から助成事業の実施中、助成終了後のフォローアップまでの期間を通じて、事業や団体の発展過程に合わせた助言や情報提供など側面的な支

援を行うことで、事業の成果をより高めている事例も見られる。

審査・評価委員会においては、予てよりプログラム・オフィサーの導入に向けた検討について提起しているところであるが、現在の機構事務局は、限られた人員で助成応募の受け付けから助成事業の選定に係る事務、助成事業実施後の事業評価に加え、国庫補助制度による適正な執行管理も求められており、現状では、前述のような専門スタッフを配置する状況にはない。

しかしながら、助成事業に関わるスタッフは少なくともプログラム・オフィサー又はファンドレイザー的な視点を持って、より顧客ニーズに沿った連続性のある支援を行うべき役割を担っており、助成事業を充実・発展させていくためには、一層の業務の効率化を図るとともに、適切かつ最大の効果を上げられるような支援のできる専門性と顧客本位の事務局体制の整備が、今後は必要になると認識を持っている。

(2) 助成制度の改善・充実に向けた今後の在り方

以上のような課題を踏まえて、一層の改善・充実に向けて助成事業、評価事業を通して、具体的に実施すべき事柄について、審査・評価委員会として以下の通り提起する。

① 評価結果の更なる活用

前述のように、ヒアリング評価時以外にも助成相談、事業実施中の進捗状況調査など、その時々を捉え、助成事業に携わる職員が連続性を持った支援をより積極的に実施していくに当たっては、これまで以上に、評価事業を通して得られた結果やその集積データ、優良な事業事例やそのノウハウなどを、助成先団体の運営や事業に巧みに還元し、資金助成だけでなく、助成先団体の体力を強化するとともに、利用者サイドに沿った支援を実現させる必要がある。

したがって、評価によって得られた知見や普遍化され得るチェックポイントなどは、PDCAによる内部改善に活かすことはもとより、他の助成団体やその先のエンドユーザーのためのサービス向上を見据えた支援に活用する必要がある。

具体的には、これまでの評価やその集積に加え、優良事例とそのノウハウ、あるいは失敗事例などをまとめた実践事例集や、経営や事業運営に活用できる数的データなどの可視化による参考指標の提供などが考えられる。これらは、ヒアリング評価などを通して得られるものも多いほか、数的データ等については、助成申請書類、精算報告書、自己評価表などの既存様式で得られるものも多い。

② 外部委員、関係機関等の知見・情報の更なる活用

審査・評価委員会委員によるヒアリング評価の結果については、それぞれの専門的な見地からの指摘として特に重視し、次年度以降の助成先選定や助成事業の仕組みそのものの改善に反映するなど、この評価事業の目的たるPDCAサイクルによる連続的な事業改善に活かすことが求められている。

特に、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、助成金額も大きい傾向にあり、事業規模から大きな効果が期待される反面、それだけ社会的責務も重く、効率的な資金の活用が行われなかった場合のリスクも大きい。限られた資金の適正配分や、専門性の高い助言を実現させるためにも、外部の識者による専門的な見地からのアドバイスが不可欠であり、それが効果的な評価と適切な選定に結びつくものとする。

また、民間福祉活動をめぐる様々な環境の変化などを踏まえ、行政と民間の中間に位置する機構の特徴を活かしたより効果的で時宜にかなった助成を実現するためにも、高度に専門

性を有する選定・評価のための外部委員やアドバイザーなどは欠かせない。

前述のように、事業の計画から、助成期間中、助成終了後まで、各段階における多様な支援を一層積極的に実施するためには、当然ながら機構事務局の専門性の更なる向上が必須であり、このような外部の人材には、職員に対しての専門的な見地からのスーパーバイズの役割も期待される。

また、民間助成財団や中間支援組織等の専門機関からの情報や知見を日常的に得ることも、助成先団体への支援の基となる情報収集や機構事務局の専門性の向上につながるばかりでなく、助成の在り方やその見直しのために重要となると思われる。

③ 積極的で多様な支援の実施

前述のとおり、助成応募の手続きの際の助言や助成後のヒアリング評価等はもちろんのこと、事業の企画段階の相談、助成事業実施中や助成終了後も、その時々々の助成金配分だけにとどまらない団体や活動への支援を一層強化することが、事業の継続や団体の運営の安定化、発展に寄与すれば、結果的に助成金の効果をさらに高めることにつながる。

具体的には、「事業や団体の発展に役立つようなデータや情報、優良助成事例やそのノウハウの紹介、機構の事業・サービス情報、全国の動向や他の助成制度などの情報提供」、「計画段階、助成事業期中、助成終了後など各段階での相談・支援」、「類似の事業を行っている団体同士や異業種間の紹介や連携づくり」などが考えられる。

さらに、こうした支援を続けていく中で発見した課題やニーズについて、調査を実施したり、助成すべき事業や団体、分野などを見つけ出し、以降の助成の在り方や方向性に結び付けるといことも考えられる。

例えば、さらに助成することで一層の発展の可能性のある事業を見つけ出し、継続して助成を行う「フォローアップ助成」や「複数年助成」、普及が必要な事業や、新たに発見した課題やニーズをテーマとする調査事業などをモデルとして示して実施団体を募集する「モデル事業」など、新しい助成メニューへの発展の可能性も考えられる。

④ 機構事務局の専門性の更なる向上

これらの多様な支援の実効ある実施のためには、当然ながら機構事務局の専門性の向上が一層不可欠であり、不断の努力が要求される。前述のような、プログラム・オフィサーやファンドレイザーのような視点を持って、より顧客ニーズに沿った連続性のある支援を行うためには、高い専門性が要求されることとなる。

そのためには、研修などによる知識の修得も重要だが、より事務の効率化や簡素化を進め

ながら、助成先等の民間福祉活動の実践現場の実情に耳を傾け、情報交換などを行うことで、座学では得られない地域の福祉課題や団体・事業の運営の実情などについての知見をこれまで以上に深めることが重要である。

おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、昭和63年度の長寿社会福祉基金の創設に始まり、これまで約25年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約13,000件の事業に対し、総額700億円にのぼる助成を行ってきた。

この間、高齢化や少子化の急速な進展、経済成長の停滞など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化するとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行、その後の改正などにより、民間福祉活動を取り巻く環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることで、地域の持続可能性が維持され、地域の再生に向けた新たな人と人との結びつきが生まれている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等への支援においても、NPOやボランティアなどの迅速で柔軟な行動力によるきめ細かな活動が、これまでの被災地の復旧・復興の下支えとして大きく貢献してきた。

今後も、長期にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、様々な新しい福祉課題が生まれてくることが予想されることから、被災地域のコミュニティの再構築に向けた取り組みには、NPOやボランティアなどによる住民主体の支援活動がより一層求められる。

被災地に限らず、地域における福祉課題の多くは個別性が高く、かつてのように行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中であって、NPOなどの民間福祉団体による温かみのある血の通った活動は、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけでなく、地域における連携・協働の提案者や「ハブ」となり、新たに生まれるニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつある地域や家族のつながりをつくり直すことを通して、地域社会の再生のために欠かせないものとなっている。

こうした地域社会の再生のための活動の芽を絶やすことなく、一層後押ししながら、新たなニーズや課題を必要な政策へつなげるためにも、助成制度の在り方とともにこの事業評価の真価もさらに問われてくるといえる。

国庫補助金という限られた資金を有効に配分し、最大の効果を上げるためにも、ヒアリング評価等を通じた助言や情報提供など、様々な側面的支援を併せて行うことで、助成事業の質を高め、効果の最大化を図っていくことも重要である。

機構は、平成25年度に基金の創設から25年目を迎え、また、独立行政法人設立から10年の節目の年を迎える。この間、機構の助成制度は、助成の財源や規模、枠組みなどを変えながら、NPOなどの民間活動への助成を通じ、自主性・主体性をもって政策の補完や下支え、民間福祉活動の振興などの役割を果たしてきた。

国庫補助制度による制約や財源の規模などが縮小する状況の中にあっても、行政と地域や福祉現場の中間に位置する機構ならではの立ち位置や役割を十分活かしながら、新たな発想の基に、時代のニーズに合致した助成制度の構築に取り組むことで、より大きな効果を社会全体にもたらしていくことが求められる。

最後に、機構がこれまで約25年間の助成実績とノウハウを活かし、時代の要請に即した、民間福祉活動に対する支援を一層展開することを期待し、本報告書の結びとする。

(参 考)

事業評価において特に優れた事業と認められた事業

地域連携活動支援事業（第2次助成分）

助成テーマ：高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

特定非営利活動法人 NPO ほうらい

『バスを通じた仮設住宅コミュニティ事業』

【助成金額：6,075 千円】

事業概要

過去3年間培ってきたコミュニティバスの巡回による高齢者への孤立防止のノウハウを活かして、放射能被害により仮設住宅に避難した飯館村の人と人との交流を図り、コミュニティが維持・再生されるよう複数の仮設住宅間をバスで巡回するとともに、「お茶のみサロン」、「健康づくりサロン」、「休耕地有効活用」などのコミュニケーションの機会を提供し、避難する前のコミュニティをつなぎ直し、新たに生まれる人間関係をつなぐ事業です。

事業の内容

コミュニティバスによる仮設住宅の巡回では、タクシー会社との連携によって、26人乗りバスを、火・水・木曜日の週三回、定時に運行し、助成期間である9月から3月末までの間に、仮設住宅の高齢者を中心とした831名の方々が利用されています。福島市南部にある複数の飯館村仮設住宅が結ばれるとともに、蓬萊ショッピングセンターや医療機関とも結ばれました。

交流事業では、「お茶のみサロン」と称して、阿武隈茶屋において毎週木曜日に趣味の集まりが開催されました。この事業をきっかけに、飯館村の女性の方々が自主的に集まり「かあちゃんのカ（ちから）プロジェクト」が結成され、阿武隈茶屋に毎日集まり、旧来のコミュニティとともに、新しいコミュニティの輪が作られました。また、「健康づくりサロン」では、福島医科大学や福島県理学療法士協会との連携により、疾病予防管理や介護予防の講演会が行われました。さらには、地元住民団体とともに「休耕地の有効活用」として慣れ親しんだ農作業によって普段の生活にできるだけ近づける取り組みが行われました。

事業の成果等

復興を目的として、巡回バスの必要性を仮設住宅の住民の方々や地元住民の方々に共通認識を持つことができたことの意義は大きく、ここから「かあちゃんのカプロジェクト」や福島大学などとの連携の相手先がどんどん広がりました。助成事業をきっかけに生まれたさまざまなネットワークこそが、事業の大きな成果としてあげられるとのこと。

住民の自主的な力で何とかしようという取り組みが、今後の復興の主体者になることを確信された事業です。



特定非営利活動法人NPOほうらい

「バスを通じた仮設住宅コミュニティー事業」【助成金額 6,075千円】



背景

- ・福島市郊外の高齢化したほうらい団地で、住民が中心となったコミュニティバスの運行などを通じて、地域再生の活動を行っていた。
- ・団地の周辺に飯舘村などから避難された方々の仮設住宅が6か所設置された。

地域の課題

ほうらい団地の住民

- 郊外に位置し、買い物・医療機関へのアクセスが不便。
- 住民同士のつながりが希薄になっている。
- 高齢者が多く、健康状態が不安。

仮設住宅の住民

- 交通網が整備されていない不便な場所での仮設建設。
- 仮設住宅が複数に分散することでコミュニティが分断。
- 高齢者が多く、健康状態が不安。

共通の課題にいっしょに取り組もう！

助成事業



事業の効果

もともとあった
コミュニティ



つなぎ直す役割

新たに生まれる
人間関係



つなぐ役割

地域住民による自主的な活動に発展

外部有識者のコメント

仮設住宅においては、ある程度の福祉的な支援の手が行き届いていた避難所での生活とは異なり、さまざまな生活面での課題が浮き彫りとなっている。

この事業では、ほうらい・松川・飯野の三地区の仮設住宅において、移送サービスを手段として、もともとあったコミュニティの人間関係を「つなぎ直す」という成果と、新しく知り得た方々の人間関係を「つなぐ」という成果、この両方が見られた事業として評価される。

特に、主体はあくまでも地域住民であるという前提のもと、住民が、自らの課題を自らが解決するための後押しとなるようなスタンスで事業を進められたことは注目に値する。

また、対象となった助成事業をきっかけに、地域の主婦層が中心となった「かあちゃんプロジェクト」をはじめとして、事業のシナジー効果が見られたことも成果の一つであると思われる。

被災地域での福祉的な支援の課題は、行政が実施している現状の被災者支援に関する事業が終了した際の支援の切れ目にどう対処するかということであるが、ここに、行政には担えないNPOによる支援の連続性の強みがある。今後、実績を成果として広く一般に伝えていただくとともに、活動のなかで不足する被災者への支援・課題についても発信していただきたい。

お問い合わせ先



〒960-1245 福島県福島市松川町浅川字北峯8番地

特定非営利活動法人NPOほうらい

TEL 024-548-3131 HP <http://www.npohourai.com/>

地域連携活動支援事業（第2次助成分）

助成テーマ：地域や家庭における子ども・子育てに関する事業

特定非営利活動法人 Do Tank みやぎ地域政策研究行動会議

『東日本大震災復興自立子育て支援事業』

【助成金額：6,527 千円】

事業概要

震災の影響により被害を被った宮城県石巻市、東松島市地域において、被災した子育て中の家庭が置かれている現状に対し、被災家庭のニーズを把握したうえで、未就学児童及び小中学生とその保護者を対象とした定期的な託児サロン、学習支援、遊び広場の実施などのさまざまな活動を行い、地元の子育て支援団体と連携しながら、子どもの健全育成と自立した教育環境の向上を図った事業です。

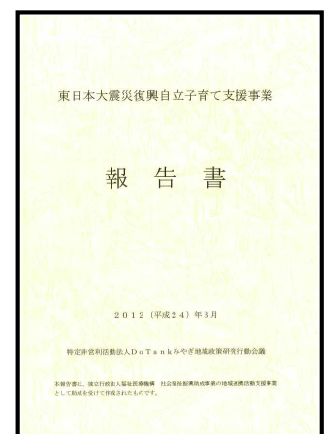
事業の内容

被災された子育て家庭の支援ニーズを調査したうえで、当該団体を中心とした連携7団体がそれぞれの得意分野とネットワークを活かし、託児、遊び広場、音楽、学習支援、傾聴とセラピーなどの活動をそれぞれの連携団体が担当し、石巻市、東松島市内の各仮設住宅団地の集会所や公共施設などで、定期的に子育てサロンを展開（延べ1,304名の子育て家庭に支援）されました。

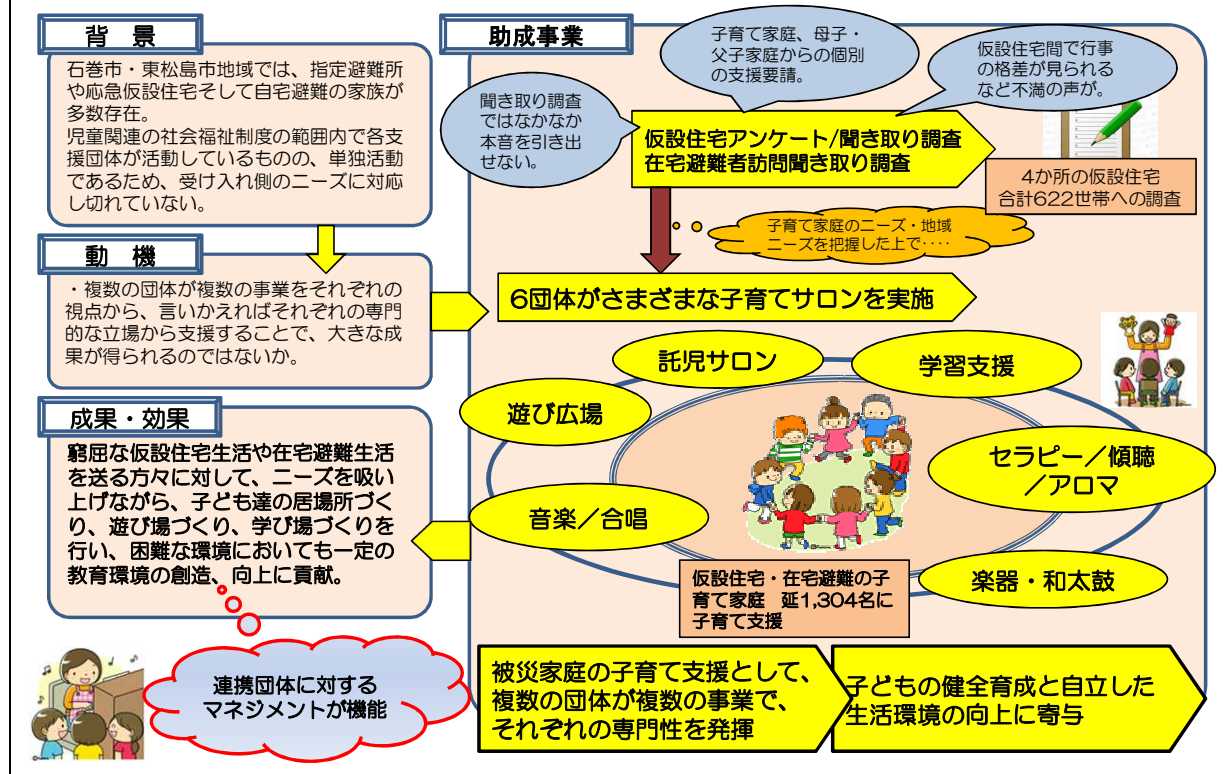
事業の成果等

子育て支援という枠組みのもと、事業者単体ではなかなか実施が難しい支援も、複数の団体が連携することによって、多種多様な子育て支援のサービスが提供できています。事業の目的を達成でき、総じて、仮設住宅団地内のコミュニティの再生、創造に寄与することができた事業です。

また、それぞれの開催当日には参加者の方々が自発的にお手伝いくださったこともあり、同じ会場での継続開催が、住民の皆さんの積極性や震災後の新たな交流を生み出すことにつながっています。



特定非営利活動法人Do Tankみやぎ地域政策研究行動会議
「東日本大震災復興自立支援子育て支援事業」 【助成金額 6,527千円】



外部有識者のコメント

派手さはないが、視点のしっかりした、専門性も高い取組みであったという印象である。

被災地支援を一過性に終わらせることなく持続させるには、支援活動を街づくり活動、地域づくり活動の文脈に乗せることが大事だが、この取組みはその点でしっかりした枠組みを持っていた。援助活動の限界についても自覚的で、連携についても積極的である。

今後にも期待したいが、報告書はそれに見合う具体性が十分でないように思う。特に支援を必要としている子どもたちの活動の具体とその効果等が十分に明らかになっていないことが残念であった。

しかし、一貫した冷静な姿勢は評価に値すると思われる。

お問い合わせ先



〒986-0824 宮城県石巻市立町2丁目5番地41号

特定非営利活動法人Do Tank みやぎ地域政策研究行動会議

TEL 080-3198-4889 (担当: 遠藤氏) e-mail: je981002@cocoa.ocn.ne.jp

HP <http://www6.ocn.ne.jp/~eco/DoTank.html>

地域連携活動支援事業（第1次助成分）

助成テーマ：貧困対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業

特定非営利活動法人 ビッグイシュー基金

『若者ホームレス支援ネットワーク立上げ準備事業』

【助成金額：6,246 千円】

事業概要

貧困が深刻化し、20代、30代の若者ホームレスとその予備軍が増加しているという現状に対して、若者ホームレスの自立支援のためのネットワーク構築を目的として、若者の自立支援領域に携わっているさまざまな分野の支援団体が連携し、“若者ホームレス自立支援ネットワーク会議”を開催する事業です。

事業の内容

リーマンショック後、20代、30代の若者がホームレスとなってやむを得ず支援を求めるケースが急増しています。当該団体では、そうした若者と向き合う中で、いったんホームレス状態になってしまった若者が、その状態を抜け出し、再び社会の担い手として社会復帰するためのサポート体制が少ないことを痛感し、より多くの支援者や団体の協力のもと、この問題に正面から取り組む必要性を感じておられました。

今回の助成事業では、若者支援や障害者支援、児童養護施設出身者の支援など、ホームレスになりやすいと思われる分野で若者を支援する専門家に、ホームレス問題の現状を知っていただき、ともに問題解決に取り組めるようなネットワークの構築を目指されました。

そのために、まず、ホームレス支援や若者支援に関する有識者による「若者ホームレス支援ネットワーク委員会」を構成し、若者ホームレスの置かれた課題及び彼らを支援するために必要な社会資源を把握し、今後のネットワーク構築のあり方について検討されています。

また、若者ホームレス支援のために周辺団体とのネットワーク構築を図り、この問題についての情報発信を目的として、若者ホームレス支援ネットワーク会議を計3回開催されました。3回目は一般市民の方々にも参加を募り、約200名の支援者・当事者・関係者が関わり議論する場となりました。そこで共有された問題意識や課題、有効なアクションなどを、市民的・社会的な意思としてひとまとめにし、「若者ホームレス白書2」として、3月末に発行（15,000部）、団体ホームページにも全文を掲載されています。

事業の成果等

異なる分野で活動する団体が、実は地続きの問題と深く関わっており、ネットワークを組むことでより良い支援が可能になるという気づきを共有でき、「今後の活動へのヒントを得られた」という声が上がっています。マスコミ等でも取り上げられ、会議に参加した多くの一般市民の方々からも問い合わせが寄せられるなど、問題解決への裾野を広げることができています。

特定非営利活動法人ビッグイシュー基金

「若者ホームレス支援ネットワーク立上げ準備事業」【助成金額6,246千円】



課題

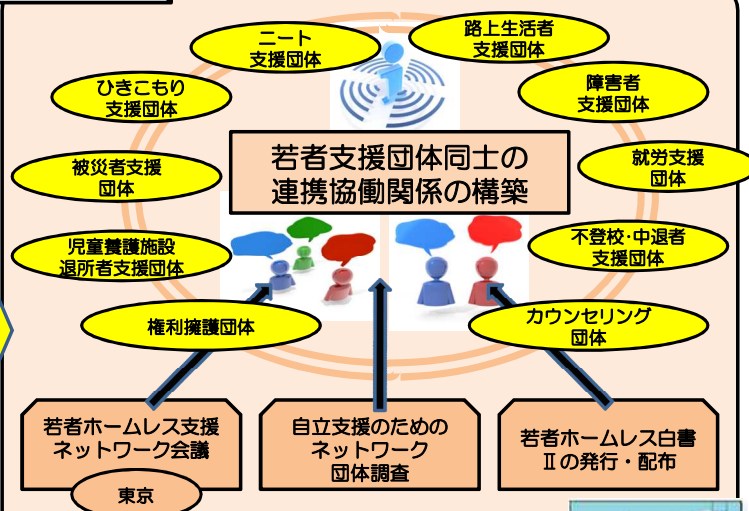
- ・国内で20代、30代の若者ホームレスが増加。並行して、ひきこもりやニートなどの若者150万人が就業できない状態が続いていること。
- ・行政やNPOの支援は、ニート／ひきこもり／ホームレスの状態別の対応となっており、必ずしも十分な状態とはいえない。

動機

個々の若者支援団体の活動には限界あり

- ・若者ホームレスの「予防」に向けたネットワークが存在していない。
 - ・アウトリーチに時間を割けない。
 - ・団体のテリトリーを超えられない。
 - ・状態に応じた最適な支援を提供できない。
- ↓
- ・これまで面識のなかった若者支援団体同士がネットワークによりつながることで、当事者の若者にとって最短で最適な支援を見つげられるのではないかと。

助成事業



事業の成果

東京・神奈川・千葉の26団体によるネットワーク構築により、団体同士の横断的な連携協働の体制を構築！

心的ケア → 住まい → 居場所 → つながり → 就労支援 → 社会への普及啓発 など

若者ホームレスの状態に応じたさまざまな支援が可能に！



外部有識者のコメント

社会的に十分に認知されることの少ない若者のホームレス支援を取り上げ、この問題の解決のために中長期的な視点に立って、ネットワーク立ち上げの準備作業を始めたことの意義は高く評価される。特に、これまでばらばらに活動して連絡調整の少なかった支援者団体の有機的な結合によって、それぞれの団体に欠けていた機能を補うことができる手掛かりを得たものと判断される。

本事業が高齢者ホームレスと違い、社会的に注目されない若年ホームレスの問題を可視化するための一歩とはなったと思われる。

なお、申請書で被災地との関連について記してあったが、この点がプレゼンテーションで十分説明がなかったのはやや残念である。ただ、それを考慮に入れても、全体的に高く評価できる成果を上げている。

お問い合わせ先



〒162-0065 東京都新宿区住吉町8番5号 シンカイビル201号室

特定非営利活動法人 ビッグイシュー基金（東京事務所）

TEL 03-6380-5088 HP <http://www.bigissue.or.jp/>

